

## 年金 国民年金保険料を納めることが難しい人には… 保険料免除制度があります

国民年金保険料を納めることが大変なときは未納のままにしておくのではなく、免除の申請をおすすめします。免除を受けているほうが、未納にしておくより、あなたの年金にとって断然有利です！！

### 対象となる人は

- 1 申請者本人と申請者の配偶者、世帯主のいずれもの前年所得が定められた基準以下に該当する人  
免除申請の対象となる所得のめやす ( ) 内は収入のめやす
- 2 失業、倒産、事業の廃止、天災などにあったことが確認できる人
- 3 障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の人
- 4 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
- 5 特別障害者に対する特別給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を支給されている人

扶養人数	全額免除	4分の1納付	2分の1納付	4分の3納付
3人扶養 (夫婦・子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※4分の1、2分の1、4分の3納付は社会保険料控除等の控除額によって変わります

### 申請をして承認されたら

区分	老齢基礎年金を受けるための資格期間には	受け取る老齢基礎年金は	障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るときは	後から保険料を納めることは
全額免除	受給資格期間に入ります	年金額に3分の1が反映されます	保険料を納めたときと同じ扱いになります	免除を受けた分は10年以内なら後から納めることができます。(追納)追納すると、65歳から受け取る老齢基礎年金の年金額を満額に近づけられます
4分の1納付 (4分の3免除)	保険料の4分の1を納めると受給資格期間に入ります	保険料の4分の1を納めると年金額に2分の1が反映されます	保険料の4分の1を納めると保険料を納めたときと同じ扱いになります	3年目以降は当時の保険料に加算がつき高くなりますので、お早目の追納をおすすめします
2分の1納付 (半額免除)	保険料の2分の1を納めると受給資格期間に入ります	保険料の2分の1を納めると年金額に3分の2が反映されます	保険料の2分の1を納めると保険料を納めたときと同じ扱いになります	
4分の3納付 (4分の1免除)	保険料の4分の3を納めると受給資格期間に入ります	保険料の4分の3を納めると年金額に6分の5が反映されます	保険料の4分の3を納めると保険料を納めたときと同じ扱いになります	
納付猶予※ (30歳未満の方)	受給資格期間に入ります	年金額に反映されません	保険料を納めたときと同じ扱いになります	
未納	受給資格期間に入りません	年金額に反映されません	年金を受けられない場合もあります	2年を過ぎると納めることができません

※納付猶予は、20歳以上30歳未満で所得の低い人が、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が全額免除承認基準以下の場合に、申請により保険料の納付を後払いできる制度です。

### 手続きに必要なもの

- 持参していただくもの
- ・印かん

### ●失業等を理由として申請する場合

- ・雇用保険受給資格者証(写) ・雇用保険被保険者離職票(写)
- ・公務員だった人は、退職辞令または退職証明書(写)等
- ・雇用保険の適用がなかった人は、各総合支所市民課市民班までお問い合わせください。

平成18年度分免除(平成18年7月～平成19年6月分)の受け付けは7月31日までです  
平成19年度分免除(平成19年7月～平成20年6月分)の受け付けは7月2日からです

免除申請を希望される人は各総合支所市民課で申請をしてください。

お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL050-3381-5040 または 各総合支所 市民課 市民班

## 国民健康保険証等の更新を行います

### 国民健康保険被保険者証(保険証)

現在お持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)は、平成19年7月31日で使用できなくなります。新しい保険証は、7月下旬に自治会長さんを通じて配布いたします。

現在お持ちの保険証は、最寄りの総合支所市民課市民班において、回収を行います。

8月1日以降にご持参ください。

なお、ご都合により役所にご持参できない場合は、本人またはご家族で責任をもって処分してください。本人において、処分される場合は、次の点に注意してください。

※保険証等には、個人情報記載されています。なるべく細かく切り処分してください。

### その他の認定証等の更新

次の認定証等を保持している人は、下記の認定証等も平成19年7月31日で使用できなくなりますので、総合支所市民課市民班で更新の手続きをしてください。

- ① 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ② 限度額適用認定証
- ③ 特定疾病療養受療証

### 更新に必要なもの

- ・印かん
- ・現在使用している各種認定証等

## 臓器提供意思表示について

平成9年10月16日、脳死での臓器移植に途を開く「臓器の移植に関する法律」が施行され、南島原市では、臓器提供表示カードの普及に取り組んでいます。

今回の保険証の更新事務に併せて、保険証の裏面に「臓器提供に関する意思表示をする欄」を設けています。

臓器移植は、善意による臓器の提供があってはじめて成り立つ医療です。臓器提供をする意思も提供しない意思も表示できます。この機会に、ご家族と話し合われてみてはいかがでしょうか。

### 保険証の裏面

#### 注意事項

1. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口へ渡してください。
2. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
3. 特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料を滞納している場合は、この証を返還していただきます。

※以下は、臓器提供に関する意思表示する欄として使用できます。記入する場合は、該当する1～3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んでください。

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他( )
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
腎臓・脾臓・眼球・その他( )
3. 私は、臓器を提供しません。

《自筆署名》 \_\_\_\_\_ 《署名年月日》 年 月 日

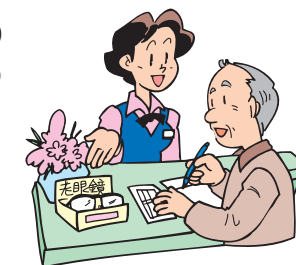
## 老人保健法による医療受給者証等の更新

老人保健に加入している方で、平成18年中の所得が決定したことにより、平成19年8月1日で負担区分が変更となる方は、「老人保健法による医療受給者証」等の更新が必要になりますので各総合支所市民課市民班で更新の手続きをしてください。

次の(ア)(イ)について、更新が必要な方には、個人あてに通知します。

(ア)老人保健法 医療受給者証

(イ)老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証



お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL050-3381-5040 または 各総合支所 市民課 市民班